

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第159号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成30年3月1日から施行する。

平成30年2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 N－（4－フルオロフェニル）－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）イソブチルアミド及びその塩類
 - 2 N－（4－クロロフェニル）－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）イソブチルアミド及びその塩類
 - 3 N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルテトラヒドロフラン－2－カルボキサミド及びその塩類
 - 4 N－（2－メトキシベンジル）－N－メチル－1－（4－メチルフェニル）プロパン－2－アミン及びその塩類
 - 5 1－（3，5－ジメトキシ－4－プロボキシフェニル）プロパン－2－アミン及びその塩類
-